

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例をここに公布する。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

#### 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により秋田県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、後期高齢者医療の財政の健全な運営に資するため、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計歳入歳出予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委託)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。